(2)　単独型又は管理型の施設基準

次のいずれかに該当すること。

イ　次のいずれにも該当する病院である単独型臨床研修施設（歯科医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令（平成十七年厚生労働省令第百三号）第三条第一号に規定する単独型臨床研修施設をいう。）又は病院である管理型臨床研修施設（同条第二号に規定する管理型臨床研修施設をいう。）であること。

①　診療録管理体制加算に係る届出を行っている保険医療機関であること。

②　研修歯科医の診療録の記載について指導歯科医が指導及び確認をする体制がとられていること。

③　その他臨床研修を行うにつき十分な体制が整備されていること。

ロ　次のいずれにも該当する単独型相当大学病院（歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）第十六条の二第一項に規定する歯学若しくは医学を履修する課程を置く大学に附属する病院（歯科医業を行わないものを除く。）のうち、単独で又は歯科医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令第三条第一号に規定する研修協力施設と共同して臨床研修を行う病院（歯科医師法第十六条の二第一項に規定する歯学若しくは医学を履修する課程を置く大学に附属する病院（歯科医業を行わないものを除く。）のうち、他の施設と共同して臨床研修を行う病院（単独型相当大学病院を除く。）であって、当該臨床研修の管理を行うものをいう。以下同じ。）であること。

①　診療録管理体制加算に係る届出を行っている保険医療機関であること。

②　研修歯科医の診療録の記載について指導歯科医が指導及び確認をする体制がとられていること。

③　その他臨床研修を行うにつき十分な体制が整備されていること。

(3)　協力型の施設基準

次のいずれかに該当すること。

イ　次のいずれにも該当する協力型臨床研修病院（医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令第三条第二号に規定する協力型臨床研修病院をいう。）であること。

①　診療録管理体制加算に係る届出を行っている保険医療機関であること。

②　研修医の診療録の記載について指導医が指導及び確認をする体制がとられていること。

③　その他臨床研修を行うにつき十分な体制が整備されていること。

ロ　次のいずれにも該当する協力型相当大学病院（医学を履修する課程を置く大学に附属する病院のうち、他の病院と共同して臨床研修を行う病院（基幹型相当大学病院を除く。）をいう。）であること。

①　診療録管理体制加算に係る届出を行っている保険医療機関であること。

②　研修医の診療録の記載について指導医が指導及び確認をする体制がとられていること。

③　その他臨床研修を行うにつき十分な体制が整備されていること。

ハ　次のいずれにも該当する協力型(I)臨床研修施設（歯科医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令第三条第三号に規定する協力型(I)臨床研修施設をいう。）であること。

①　診療録管理体制加算に係る届出を行っている保険医療機関であること。

②　研修歯科医の診療録の記載について指導歯科医が指導及び確認をする体制がとられていること。

③　その他臨床研修を行うにつき十分な体制が整備されていること。

ニ　次のいずれにも該当する協力型(I)相当大学病院（歯科医師法第十六条の二第一項に規定する歯学若しくは医学を履修する課程を置く大学に附属する病院（歯科医業を行わないものを除く。）のうち、他の施設と共同して三月以上の臨床研修を行う病院（単独型相当大学病院及び管理型相当大学病院を除く。）をいう。）であること。

①　診療録管理体制加算に係る届出を行っている保険医療機関であること。

②　研修歯科医の診療録の記載について指導歯科医が指導及び確認をする体制がとられていること。

③　その他臨床研修を行うにつき十分な体制が整備されていること。

六の二　救急医療管理加算の施設基準

(1)　救急医療管理加算の注1本文に規定する別に厚生労働大臣が定める施設基準

休日又は夜間における救急医療の確保のための診療を行っていること。

(2)　救急医療管理加算の注1ただし書に規定する別に厚生労働大臣が定める施設基準

救急医療管理加算2を算定した患者のうち、別表第七の三の十三の状態の患者の割合が一定以上であること。

六の三　超急性期脳卒中加算の施設基準等

(1)　超急性期脳卒中加算の施設基準

イ　次のいずれかに該当すること。

①　当該保険医療機関内に、脳卒中の診療につき十分な経験を有する専任の常勤医師が配置されていること。

②　次のいずれにも該当すること。

1　当該保険医療機関（別表第六の二に掲げる地域又は医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の四第六項に規定する医師の数が少ないと認められる同条第二項第十四号に規定する区域に所在する保険医療機関に限る。）内に、脳卒中の診療に関する研修を受けた専任の常勤医師が一名以上配置されていること。

2　脳卒中の診療を行う他の保険医療機関との連携体制が確保されていること。

ロ　その他当該治療を行うにつき必要な体制が整備されていること。

ハ　治療室等、当該治療を行うにつき十分な構造設備を有していること。

(2)　超急性期脳卒中加算の対象患者

脳梗塞発症後四・五時間以内である患者

六の四　妊産婦緊急搬送入院加算の施設基準

妊娠状態の異常が疑われる妊産婦の患者の受入れ及び緊急の分娩（べん）への対応につき十分な体制が整備されていること。

六の五　在宅患者緊急入院診療加算に規定する別に厚生労働大臣が定めるもの

特掲診療料の施設基準等第三の六の(2)に該当する在宅療養支援診療所及び第四の一の(2)に該当する在宅療養支援病院

六の六　在宅患者緊急入院診療加算に規定する別に厚生労働大臣が定める疾病等

別表第十三に掲げる疾病等

七　診療録管理体制加算の施設基準

(1)　診療録管理体制加算1

イ　患者に対し診療情報の提供が現に行われていること。

ロ　診療記録の全てが保管及び管理されていること。

ハ　診療記録管理を行うにつき十分な体制が整備されていること。

ニ　中央病歴管理室等、診療記録管理を行うにつき適切な施設及び設備を有していること。

ホ　入院患者について疾病統計及び退院時要約が適切に作成されていること。

(2)　診療録管理体制加算2

イ　(1)のイ、ロ及びニを満たすものであること。

ロ　診療記録管理を行うにつき必要な体制が整備されていること。

ハ　入院患者について疾病統計及び退院時要約が作成されていること。